

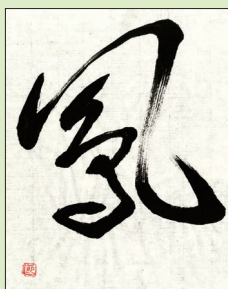
西新井法人会報

NISHIARAI HOJINKAI

2025
5
vol.278



巻頭コラム



小川 節子 書

目次

巻頭コラム「風」 「ひととの出会い」 第8組織委員長 諏訪 法和……………	2
納税六団体 新年賀詞交歓会……………	3
令和6年度報告	
令和6年度 事業概況報告書……………	4
令和6年度 事業実施報告	
令和6年度 貸借対照表……………	5
令和6年度 正味財産増減計算書	
令和6年度 財務諸表に対する注記……………	6
第49回通常総会のお知らせ	
全国法人会総連合・東京法人会連合会 新年賀詞交歓会……………	7
令和7年度 税制改正大綱……………	8～9
厚生委員会 法人会福利厚生制度利用案内……………	10
社会貢献委員会・青年部会・女性部会 「舍人公園 千本桜まつり」……………	11
サービス事業委員会 会員サービス利用案内……………	12
部会・ブロック・支部 8ブロック26支部合同「税務研修会」……………	13
第7ブロック3支部合同「税務研修会」……………	14
舎人支部「親睦ゴルフ大会」……………	14
加賀・鹿浜支部「役員会・懇親会」……………	15
源泉部会「研修会」……………	15
源泉部会・青年部会・女性部会 「三部会合同研修会」……………	16
西新井税務署からののお知らせ……………	17
足立都税事務所からののお知らせ……………	18
警察だより……………	19
消防署だより……………	19
東京税理士会……………	20
決算法人説明会・新設法人説明会……………	21
催しものインフォメーション……………	22
表紙のことば／編集後記……………	22
税務無料相談室……………	22



ひととの出会い

第8組織委員長 諏訪 法和

私が法人会と係わるようになったのは43歳の時です。当時の支部長が会社を訪ねてきて、当社会長（父親）に「法人会役員のなり手がなく何方かいたら紹介して頂けませんか？」とお話しになりました。私は偶然その場に居合わせ会話を聞いていたら、会長が「うちの社長はどうですか？まだ若く世間を知らないのでもよい勉強になります」と言い始め、私の戸惑いをよそに話が決まっていきました。これが支部役員を受けた始まりです。

初めて支部の役員会に出席し、周りの方を見ますと年配の方々ばかりで、自分からは話すらできず緊張し、内心では受けたことを悔やんでいました。打合せが終わり、懇親会に入ると一人の方が声を掛けて下さり、緊張から少し解放されて、支部活動のことなど話を聴くことができました。

その方とはのちに、仕事のことを始め様々なことを相談できるようなお付き合いになるのですが、「あの時何故私に声を掛けてくれたのですか？」と伺ってみました。すると、私が入るまではご自身が一番若く、ほかの方とは年が離れていて、入ってすぐにはなかなか馴染めなかった事を話してくれました。同じ経験があったからこそ私に声を掛けてくださったことが分かり、これから私も

周りを気遣えるように努力しなくてはいけないと気遣いの大切さを学びました。

その方より「町会行事が終わり、友だちと食事に来たので良かったら来ませんか」とお誘いいただいたのでお伺いしてみると、一緒に居た友だちは、私の先輩でもあり知っている方でした。お酒も入り話がはずむ中、年齢の話題となり、「50歳になりました。」と答えると、その方から「そうか50歳か。これからは友だちの付き合いでいこうな、歳の差なんか一生変わらないから」と言われ、驚きと共にとても嬉しく思いました。そのあとも旅行の話で盛り上がり、3人で毎月積立をして年1回旅行に行く旅行会を立ち上げました。翌月には1名加わり、4名となった旅行会は15年経った今も続いています。

現在私は第8組織委員長の立場にいます。『会員増強』が昨年度より『仲間づくり』と変わり、『増強』は入会して下さいであり『仲間づくり』は一緒にやりませんかというやわらかな声掛けだと感じています。声を掛けられたことで出会いがあり、仲間ができた私の経験を活かしたく思い、立場は変わりますが法人会の仲間づくりに協力していきたいと思っています。



◀ 西新井法人会の
ホームページは
こちらの
QRコードから
アクセス

納税六団体 令和7年 新年賀詞交歓会

日時：令和7年1月28日(火)

会場：門 前 清 水 屋

主 催

東京税理士会 西新井支部
一般社団法人 西新井法人会

西新井納税貯蓄組合連合会
NPO 法人 西新井間税会

一般社団法人 西新井青色申告会
東京小売酒販組合 西新井支部



ご来賓の皆様



西新井税務署、足立都税事務所幹部の皆様



令和6年度 事業概況報告書

2024年は新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行された事により、大きくニュースでは取り上げられることもなくなりましたが、依然として終息への目途はたっておりません。また同時に流行したインフルエンザの罹患者が増えているニュースの方が多く報道されていたように思われます。その原因は、コロナ禍においてはうがい、手指消毒、マスク等を徹底していましたが、5類に移行したことによりそれらが個人の判断に委ねられ、感染予防の意識が疎かになったことが一因ではないかと思われます。

世界ではロシアのウクライナ侵攻が今年2月に4年目を迎え、世界各地に滞在しているウクライナ難民は690万人とも言われており、変わらず主要国の緊張感を高めています。また11月にアメリカ大統領選にて、第47代アメリカ合衆国大統領として再選したドナルド・トランプ氏が、翌年2月にまずロシア大統領ウラジミール・プーチン氏と電話会談を行い、続けてウクライナ大統領のゼレンスキー氏ともホワイトハウスにて会談を設けましたが、依然先行きは不透明なままであります。更に10月にはイスラエルの軍事作戦、パレスチナ・ガザ地区の戦闘も1年が経過し、少なくとも4万人以上の命が失われている事を鑑みると、一日も早い終戦を願ってやみません。

国内においては、円安の進行・エネルギー価格の高騰をうけ、物価の上昇が顕著となり、特に食品価格の高騰が家計に影響を及ぼしています。例えば、主食である米の価格は前年から比べると約70%前後上昇し、また近年の気候異常により野菜全般も例年比2倍超と大変な負担となっております。政府は備蓄している21万トンの米を市場に放出し、米の価格高騰を抑制する施策を打ち出したので、その動向を見守るしかありません。

こうした状況のもと、本会は「法人会の基本的指針」に則り、令和6年度事業計画の諸事業を達成するため、最善の努力を傾注して参りました。

組織拡大事業は、「会員増強」を「仲間づくり」と改め、期間は通年で行うことにし、令和7年3月末現在、稼働法人数7,223社、会員数5,181社、加入率71.7%という会員数5,000社以上の大規模法人会の中にあって、25年連続加入率第1位を維持することができました。研修事業では10月22日に、西新井税務署より石塚伸弘署長を講師にお招きして「島根県～そして「税」～」と題した講演会を開催し、沢山の方にご参加を戴き盛況裡に催すことができました。社会貢献事業では、10月に、「第12回恋活パーティー」を企画実施し、多くの方々に出会いの場を提供できました。また、社会貢献委員会、青年部会、女性部会が共催で「舎人公園千本桜まつり」に参加し、土日の2日間税金クイズを大勢の方々に実施し、税に関する広報活動も行いました。研修・厚生事業では、6月16日に第46回法人会研修会を実施し、長野県白樺リゾート池の平ホテルに157名の会員が集いました。

第48回通常総会の決議に基づく諸事業を計画通り遂行できましたことは、偏に税務当局の適切なるご指導と、会員各位の絶大なるご協力の賜と深く感謝申し上げる次第です。

当法人会といたしましては、今後更に時代環境の要請に適合した法人会のあり方と理念を模索して参りたいと存じます。

令和6年度 事業実施報告

会報発行状況について					行事回数及び参加人員数			
第274号	ページ	令和6年	5月20日	5,500冊	理事会	4回	延	166名
第275号	ページ	令和6年	9月5日	5,500冊	委員会	76回	延	1,156名
第276号	ページ	令和6年	11月5日	5,500冊	源泉部会	22回	延	263名
第277号	ページ	令和7年	1月10日	5,500冊(カラー)	青年部会	22回	延	306名
合計				22,000冊	女性部会	24回	延	266名
税務無料相談室の利用状況					新設・決算法人説明会、インボイス説明	11回	延	135名
西新井税務経理指導所との契約相談件数				16件	全法連	7回	延	31名
会員異動に関する事項					東法連	24回	延	47名
令和6年4月1日				5,264社	六団体長会、税務連絡協議会	16回	延	118名
入会				150社	その他会議、研修会等	15回	延	4,069名
退会				233社	ブロック会	32回	延	567名
純増				△83社	支部会	185回	延	2,034名
令和7年3月31日現在				5,181社	合計	438回	延	9,158名

令和6年度 貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部				II 負債の部			
1. 流動資産				1. 流動負債			
現金預金	26,056,889	30,877,860	△4,820,971	未払金	2,006,192	0	2,006,192
前払金	12,160	12,160	0	預り金	1,197,293	1,300,603	△103,310
流動資産合計	26,069,049	30,890,020	△4,820,971	未払法人税等	206,200	189,600	16,600
2. 固定資産				流動負債合計	3,409,685	1,490,203	1,919,482
(1) 基本財産				2. 固定負債			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0	長期借入金	17,375,082	24,306,614	△6,931,532
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0	仮受金	70,000	70,000	0
(2) 特定資産				固定負債合計	17,445,082	24,376,614	△6,931,532
什器備品購入積立預金	9,000,000	9,000,000	0	負債合計	20,854,767	25,866,817	△5,012,050
建物減価償却引当預金	17,526,351	17,526,351	0	III 正味財産の部			
特定資産合計	26,526,351	26,526,351	0	1. 基金			
(3) その他固定資産				基金	0	0	0
建物	36,507,677	40,419,301	△3,911,624	2. 指定正味財産			
建物付属設備	4,088,837	2,578,267	1,510,570	指定正味財産合計	0	0	0
構築物	1	1	0	3. 一般正味財産			
什器備品	58,986	78,647	△19,661	(1) 代替基金	0	0	0
土地	245,141,299	245,141,299	0	(2) その他一般正味財産	322,807,924	325,037,560	△2,229,636
電話加入権	240,491	240,491	0	一般正味財産合計	322,807,924	325,037,560	△2,229,636
出資金	30,000	30,000	0	(うち基本財産への充当額)	5,000,000	5,000,000	0
その他固定資産合計	286,067,291	288,488,006	△2,420,715	(うち特定資産への充当額)	26,526,351	26,526,351	0
固定資産合計	317,593,642	320,014,357	△2,420,715	正味財産合計	322,807,924	325,037,560	△2,229,636
資産合計	343,662,691	350,904,377	△7,241,686	負債及び正味財産合計	343,662,691	350,904,377	△7,241,686

令和6年度 正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				賃借料	1,595,246	1,588,920	6,326
1. 経常増減の部				保険料	866,132	886,693	△20,561
(1) 経常収益				諸謝金	441,500	460,000	△18,500
基本財産運用益	100	100	0	租税公課	2,113,496	2,112,121	1,375
基本財産受取利息	100	100	0	租税公課2	1,102,700	0	1,102,700
受取会費	48,987,562	49,280,014	△292,452	諸会費	338,500	368,500	△30,000
一般受取会費	47,391,562	47,691,014	△299,452	支払寄付金	0	50,000	△50,000
部会受取会費	1,596,000	1,589,000	7,000	支払利息	229,901	245,608	△15,707
事業収益	21,420,186	20,983,233	436,953	委託費	1,306,210	1,986,354	△680,144
研修事業収益	12,227,610	11,565,736	661,874	広告宣伝費	411,560	207,328	204,232
広告事業収益	1,168,000	1,666,000	△498,000	渉外費	825,980	1,013,250	△187,270
東京都中小企業共済手数料収益	786,217	688,160	98,057	慶弔費	596,824	530,750	66,074
厚生事業委託収益	1,051,430	1,123,591	△72,161	表彰費	904,760	643,043	261,717
会館賃貸収益	3,068,000	2,994,000	74,000	リース料	1,760,440	1,641,530	118,910
複写機事業取扱手数料収益	781,964	796,799	△14,835	新聞図書費	106,800	106,300	500
特別団体保険収益	354,305	373,307	△19,002	支払手数料	1,298,311	1,005,143	293,168
通信回線代行収益	125,620	128,040	△2,420	顧問料	990,000	990,000	0
ETC取扱手数料	1,779,600	1,647,600	132,000	雑費	37,335	55,968	△18,633
スーツ取扱収益	77,440	0	77,440	経常費用計	97,935,982	96,302,267	1,633,715
受取補助金等	18,104,715	18,425,318	△320,603	評価損益等調整前当期経常増減額	△2,023,436	△2,149,496	126,060
受取全法連助成金	17,169,400	17,330,200	△160,800	評価損益等計	0	0	0
受取東法連助成金	935,315	1,095,118	△159,803	当期経常増減額	△2,023,436	△2,149,496	126,060
受取負担金	4,773,407	3,059,800	1,713,607	2. 経常外増減の部			
受取負担金	4,773,407	3,059,800	1,713,607	(1) 経常外収益			
業務委託収益	450,000	450,000	0	経常外収益計	0	0	0
業務委託収益	450,000	450,000	0	(2) 経常外費用			
雑収益	2,176,576	1,954,306	222,270	経常外費用計	0	0	0
受取利息	12,522	1,392	11,130	当期経常外増減額	0	0	0
雑収益	1,934,272	1,726,312	207,960	税引前当期一般正味財産増減額	△2,023,436	△2,149,496	126,060
損保協力謝金	229,782	226,602	3,180	法人税、住民税及び事業税	206,200	189,600	16,600
経常収益計	95,912,546	94,152,771	1,759,775	当期一般正味財産増減額	△2,229,636	△2,339,096	109,460
(2) 経常費用				一般正味財産期首残高	325,037,560	327,376,656	△2,339,096
事業費	97,935,982	96,302,267	1,633,715	一般正味財産期末残高	322,807,924	325,037,560	△2,229,636
給料手当	26,065,604	27,491,948	△1,426,344	II 指定正味財産増減の部			
福利厚生費	7,062,611	6,879,618	182,993	受取補助金等	17,169,400	17,330,200	△160,800
会議費	22,694,261	21,599,712	1,094,549	受取全法連助成金	17,169,400	17,330,200	△160,800
研修費	296,100	304,000	△7,900	一般正味財産への振替額	△17,169,400	△17,330,200	160,800
旅費交通費	9,647,037	8,038,364	1,608,673	一般正味財産への振替額	△17,169,400	△17,330,200	160,800
旅費交通費共通	932,406	824,672	107,734	当期指定正味財産増減額	0	0	0
通信運搬費	360,712	496,168	△135,456	指定正味財産期首残高	0	0	0
共通通信運搬費	1,338,650	1,573,656	△235,006	指定正味財産期末残高	0	0	0
減価償却費	4,499,523	4,497,137	2,386	III 基金増減の部			
消耗品費	1,651,867	2,153,786	△501,919	当期基金増減額	0	0	0
修繕費	2,974,963	3,834,019	△859,056	基金期首残高	0	0	0
印刷製本費	3,781,247	3,005,583	775,664	基金期末残高	0	0	0
水道光熱費	1,705,306	1,712,096	△6,790	IV 正味財産期末残高	322,807,924	325,037,560	△2,229,636

令和 6 年度 財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却について
建物、建物付属設備、ソフトウェアについては定額法、その他の減価償却資産については定率法により償却している。
- (2) 消費税の会計処理
消費税等の会計処理は税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
什器備品購入積立預金	9,000,000	0	0	9,000,000
建物減価償却引当預金	17,526,351	0	0	17,526,351
小 計	26,526,351	0	0	26,526,351
合 計	31,526,351	0	0	31,526,351

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	うち指定正味財産からの充当額	うち一般正味財産からの充当額	うち負債に 対応する額
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	(5,000,000)	0
小 計	5,000,000	0	(5,000,000)	0
特定資産				
什器備品購入積立預金	9,000,000	0	(9,000,000)	0
建物減価償却引当預金	17,526,351	0	(17,526,351)	0
小 計	26,526,351	0	(26,526,351)	0
合 計	31,526,351	0	(31,526,351)	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	118,415,054	81,907,377	36,507,677
建物付属設備	11,243,058	7,154,221	4,088,837
構築物	200,000	199,999	1
什器備品	4,068,682	4,009,696	58,986
合 計	133,926,794	93,271,293	40,655,501

附属明細書

基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、「財務諸表に対する注記」の「2.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりである。

第49回 通常総会のお知らせ

すがすがしい風がそよぎ、若葉輝く季節となりましたが、会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当法人会の運営につき格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記により第49回通常総会を開催いたしますので、ぜひご出席くださいますようお願い申し上げます。

尚、会員の皆様には、既に別途往復はがきにてご案内をさせていただきました。

出欠席に関わらず、必ずご返信ください。（4月25日郵便にて発送済）

尚、ご欠席の場合は、委任状にご捺印の上、ご返送ください。

記

日程 令和7年5月30日(金)

場所 足立区栗原三丁目10番16号(税務署裏) 西新井法人会館 2階ホール

内容 第1部 仲間づくり表彰式 午後3時30分～4時00分

第2部 第49回通常総会 午後4時00分～5時30分

※ご出席を検討されている会員の皆様には、健康状態に留意いただき、無理をなされませぬようお願い致します。

※議案内容等詳細については、4月25日発送のはがきをご確認願います。

全国法人会総連合・東京法人会連合会 令和7年 新年賀詞交歓会

日時: 令和7年1月22日(水)
会場: 帝国ホテル



令和7年1月22日(水)に千代田区内幸町の帝国ホテルにて午前11時～午後2時にかけて新年賀詞交歓会が開催され、第1部 新春記念講演会 第2部 叙勲・納税表彰受章祝典 第3部 新年賀詞交歓会と進められました。

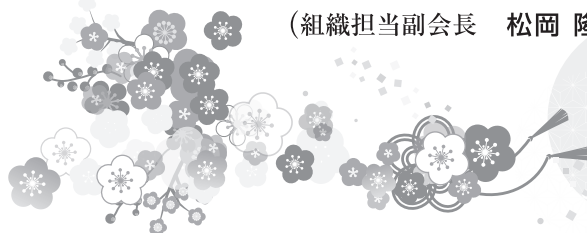
第1部は、演題「2024年の振り返りと2025年の金融・経済市場」と題して、講師にはBNPパリバ証券株式会社 グローバルマーケット統括本部 副会長の中空麻奈氏を迎え、まずイチローのアメリカ球界殿堂入りから始まり、日米野球の違いは高い年俵を提示する事でそのプレイヤーの価値を最大限に表している。日本は中小企業が多く、製造業が主導しており、アメリカでは

多国籍企業が多く、サービス業が主導している。アメリカの経済規模は約33兆ドルで、5兆ドルの日本と比べると6倍超を有しており、トランプ氏の中国への10%関税があると、トランプ氏の特需があるかも知れないとのことでした。またCO2に関してもパリ協定離脱ではなく、地球人としてやらなければいけないこと、女性の管理職においても10年後は労働人財で、もっと変化してくるとのことでした。「こうなるからこうなる」という論法ではなく、話す時間が60分なので駆け足でしたが、「できるだけ多くの話題をお伝えしたい」と言うような捉え方でありましたので、話の内容が多岐にわたりました。

第2部は叙勲・納税表彰受章祝典が開催され、これまで全国法人会連合会発展に寄与されてきました春・秋の叙勲者15名に小林会長から記念品が贈呈されました。また、財務大臣納税表彰、国税庁長官納税表彰も多くの方が受章され、各組織の層の厚さが感じられました。

第3部には、国税庁長官、財務副大臣の出席をいただき、「中小企業の税制については、丁寧に進めたいと思っています。」との話があり、小池百合子東京都知事の祝辞もあり、賀詞交歓会も盛況のうちに中締めとなり、本年もよろしくとの声が響き渡る中でお開きとなりました。

(組織担当副会長 松岡 隆司)



ワールド観光バス(株)

平成23年、公益社団法人日本バス協会は[SAFETY BUS]〈貸切バス事業者安全性評価認定制度〉をスタートさせました。厳しい条件を満たした会社だけに[SAFETY BUS]が発行されます。

きめこまやかな社員教育で安心、安全、快適なバスの旅を提供する為に取り組んでいます。

当社にも23年12月、認定証番号 11-0207でシンボルマークのステッカーが交付されました!

小型バスから～大型バスまで



本社 〒123-0862 東京都足立区皿沼1-13-3
電話 03(3897)2809 FAX 03(3897)2830
営業所 東京・品川・埼玉・神奈川
ホームページ <https://www.worldbus.co.jp/>

令和7年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

中小企業に対する軽減税率は維持！ 税と社会保障の問題への対応が始まる！

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。

- ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
- ②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなります。

■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

■リース取引についての取扱い

- ①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損金算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要となります。
- ②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると考えられます。)
- ③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円に達するまで償却が可能となります。

■防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のとおり控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

大学生等の子がアルバイトをしている場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。

※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税につい

て適用されます。

■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

- ①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、に引き上げられます。
- ②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金相当額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。
- ③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することで法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

相続税・贈与税関係

■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計

画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

- ①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
- ②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

消費税関係

■輸出品販売場における免税方式の見直し

- ①輸出品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出境地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
- ②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされます。
- ③税関長は、輸出品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

■免税対象物品の範囲の見直し

- ①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。
- ②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

■免税販売手続の見直し

- ①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。
- ②免税購入対象者が輸出品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出品販売場の負担が大きくなっていました。今回の改正で輸出品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

その他

■グローバル・ミニマム課税への対応

軽減課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

厚生委員会

法人会の福利厚生制度のご利用を!

「経営者大型総合保障制度」「ビジネスガード」「がん・医療保険」



厚生委員会
委員長 渡邊 浩

会員の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より法人会活動につきましては、格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、西新井法人会では福利厚生制度として、保険受託会社である大同生命保険㈱、AIG損害保険㈱、アフラックの制度商品をおすすめしております。

大同生命保険㈱及びAIG損害保険㈱の「経営者大型総合保障制度」や「ビジネスガード」は多くの企業に防衛対策、資金の準備対策等として活用されており、またアフラックの「がん・医療保険」は幅広いがん治療に対応しています。

多くの会員企業の皆様にご理解いただくために大同生命保険㈱、AIG損害保険㈱、アフラックの各推進員が訪問させていただくと思いますが、その際にご協力の程お願い申し上げます。

(厚生委員会 委員長 渡邊 浩)

大同生命



立松 冬蘭



阿達 里美



松本 洋子



大谷 雅彦



関根 ゆうき



鈴木 理江



大谷 彩佳



川上 静香



齋藤 優実



林 霞



菱木 恵梨香

A I G



福嶋 千浩



平岡 達也



市丸 敏也



望月 久功



福田 知則

アフラック



清水 浩司



島崎 昇久

法人会の



1日人間ドック型式 生活習慣病健診

くわしい内容等は、ご案内(封書)を
発送いたしますのでご参照下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会 渉外部

東京支部 〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18

TEL (03) 5767-1714 (直通)

小規模事業者の強い味方!

マル経融資

(小規模事業者
経営改善資金)

マル経融資は商工会議所が、日本政策金融公庫に
推薦する無担保・保証人不要の公的融資制度です。
詳しくは下記へご連絡ください。

※会員、非会員問わず利用できます。
※その他、無料で税務・法律相談も実施しております。



お問い合わせ

東京商工会議所足立支部
☎ 3881-9200

西新井法人会



1日目



2日目

初日の29日は寒い雨降りの中でスタートしました。

今年の3月は気圧配置の崩れにより気温の乱高下が大きく、10日前の3月19日は足立区も5年ぶりの積雪でした。彼岸を明けても真冬並みの寒さに春を告げる桜の蕾も迷っていたのではないのでしょうか？

29日の舎人公園の桜は3分4分咲き位かと。公園の木々は雨に打たれながらも大勢の来場者を迎えてくれました。

当西新井法人会も2張りのテントの下、「法人会のアピール」と「地域社会貢献」を兼ねて「税金クイズ」をおこない、税についての広報活動をいたしました。

生憎の雨に傘をさすスタッフもお客様も問題用紙や記念品までもが雨にぬれ、スペースの都合上、十分な記帳台も用意出来ない状況でもクイズにチャレンジして下さる寛容な皆様方と共に賑やかに楽しく終える事が出来ました。

今年も地元3町会出店とタイアップして200円の引換券を参加者全員に配布しました。これも「税金クイズ」の人気を誘う大きなポイントになっていた事と思います。

解散した法人会テント前に会場訪問中の近藤やよい区長がお見えになり激励をいただき、残っていたスタッフと記念撮影をさせていただきました。

30日は「桜まつり」にふさわしい陽気となり、舎人公園全体が大勢の参加者関係者でお花見気分になり、2日目の「税金クイズ」もお客様スタッフ共々楽しく終了出来ました。

私達スタッフもお客様方も問題を見ながら、結構むずかしいと考え込む中、かくなるは「山勘」で解答。答えの数字を書いたりして。

日頃は税金に対して確たる関心を持たない中「税金クイズ」にふれて立ち止まり、税金の種々に向き合えるタイミング、このようなチャンスをこの2日間で提供、享受、周知できる奉仕の場をいただけて感謝です。

2日間のお手伝いの方々

西新井税務署より	石塚署長	久永副署長
	黒澤一統	山口上席
法人会より	社会貢献委員の皆様	
	青年部会員の皆様	
	女性部会員の皆様	

お疲れ様でした ありがとうございます

(副会長 小川 節子)

サービス事業委員会

会員向けサービス事業のご案内



サービス事業委員会
委員長 小泉 公男

サービス事業委員会では、会員向けサービス事業として、会員企業様の様々な要望に応えられる各種事業を行っております。

今回、以下に各社の推進員紹介もさせていただきます。

支部役員会、税務研修会等を含め、会員の皆様と接する機会が増えると思います。会員企業のためのサービス事業ですので、何卒宜しくお願い申し上げます。

(サービス事業委員会 委員長 小泉 公男)

複写機等、OA機器の導入サポート

リステージ株式会社



田中 健一



坂田 陽光



西玉 靖



上野 勇一郎



齋藤 稜太

オーダースーツ 特別価格ご優待

エフワン株式会社



坂入 晴紀

総合火災共済 自動車総合共済 生命傷害共済 団体介護保険

東京都火災共済協同組合



小島 暁史



十亀 亮

外国人技能実習制度、 助成金診断・申請無料サポート

一般社団法人アソシエイト



福田 謙介



杉本 和俊

高速利用料金最適化サポート 法人会推奨 ETCカード発行サービス

ETC最適化窓口 サポートセンター



田中 真

医療保険・死亡保険等

メットライフ生命保険株式会社

わかばケアセンター WAKABA 居宅介護支援・訪問介護・デイサービス



地域密着の介護ネットワーク

足立区内に8拠点の
安心サポート体制

■事業所一覧

- デイサービスわかば
- わかばケアセンター五反野
- わかばケアセンター大谷田
- わかばケアセンター六町
- わかばケアセンター扇
- わかばケアセンター竹の塚
- わかばケアセンター綾瀬
- わかばケアセンター西新井
- わかばケアセンター伊興



わかばケアセンター
www.wakaba-care.co.jp

介護に関するお悩みなど、お気軽にご相談ください。

TEL03-5809-6202

さくら観光バス株式会社

～記憶に残る旅のお手伝い～

東京営業所

大型観光バス 8 台保有

- 36 席 × 1 台 夜行移動に最適 !!
- 40 席 × 4 台 少し余裕を持った座席間隔
- 45 席 × 3 台 サロン席ならやっぱりこれ !!

※全車充電用コンセント / Free Wi-Fi 搭載

〒121-0831
東京都足立区舎人 1-21-15
TEL: 03-5647-6139
FAX: 03-5647-6539
E-mail: info-t@sakura-kankou.jp



8ブロック26支部合同 税務研修会

日時: 令和7年2月21日(金)

会場: 西新井法人会館



沢山の方々に研修をうけていただきました



第三部懇親会を仕切っていただいた組織委員長の皆様



第一部講師清水直美様



第二部講師黒澤裕貴子様

8ブロック26支部合同税務研修会が2月21日(金)16時より法人会館2階ホールにて開催されました。200人近くの会員様が参加され、賑やかな会となりました。

今回残念ながら安江会長、組織担当松岡副会長が不在ではありましたが、経験豊富なブロック長の方々の手際よい作業で、順調に懇親会の準備を行うことが出来ました。

第一部の司会は岩田第3ブロック長、開会の言葉を齋藤副会長よりいただき、研修会が始まりました。第一部研修会は「デジタルインボイスの基礎知識」と題して、(株)ミロク情報サービスエバンジェリスト清水部長のセミナーが行われました。

第二部研修会は西新井税務署黒澤法人第一統括官を講師にお迎えし、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」の説明を受けました。

小川副会長の閉会のことばに続き、岩野第1ブロック長の乾杯で懇親会が始まりました。会場の8つのブロックに分けられたテーブルには各支部の会員様が集まり、ビュッフェスタイルのお料理に舌鼓をうちなが

ら交流を深めました。しばらく歓談の時間を過ごし、参加者のお楽しみでもあるくじ引きが始まり、司会の田中第2ブロック長の楽しいトークで、会場はとても盛り上がり、盛況裡に幕を閉じた8ブロック26支部合同研修会でした。

今回の研修会が、皆様のご事業の一助となれば幸いです。またセミナー・懇親会にあたりご協力いただいた皆様、誠にありがとうございました。

(第4組織委員長 小林 和子)



お待ちかねの懇親会が始まりました

第7ブロック

3支部合同

税務研修会

日時: 令和6年12月7日(土)

会場: 茨城県



12月7日、雲一つない晴れ渡る初冬、第7ブロック3支部合同税務研修及び会員交流会の出発です。

梅島、梅田第一、梅田第二支部と次々にバスに乗り込み総勢30名が阿見プレミアムアウトレットを目指しました。

バスの中で早速、税務研修が始まり「自主点検チェックシートのすすめ」のビデオを拝聴、中小企

業では業務の内容を度々チェックして健全経営をする大切さを学びました。

10:00頃アウトレットに到着、入口で記念撮影をして一斉にショッピング、2時間かけても回り切れない広大な商業施設に「見るだけね!」と言っていたにもかかわらず戻って来たら手に2、3個のお土産を持った皆様は満足気でした。

牛久大仏を車窓から眺め、120mの高さは物凄く大きく圧倒されました。

昼食は牛久シャトー内のレストランで「チョコット」お洒落なフレンチと美味しいワインに舌鼓、満足な赤い顔で溢れました。

帰路は余りの「おつまみセット」のじゃんけん争奪戦で大盛り上がり、車窓では丁度日没時、太陽が西の山波に隠れ始まり輝きながら沈んでいきました。最後に藤沼ブロック長から「仲間づくり」のお願いがあり、楽しい第7ブロック研修会を終えました。

(梅島支部 支部長 櫻井 要一郎)

舎人支部

親睦ゴルフ大会

日時: 令和6年11月7日(木)

会場: 栃木県桃里カントリー倶楽部



令和6年11月7日(木)栃木県桃里カントリー倶楽部にて舎人支部会員交流親睦ゴルフ大会を開催しました。

当日は晴天で風もなく絶好のゴルフ日和となり、会員及び会員関係者を含めた総勢35名が参加され楽しい会員交流親睦ゴルフ大会となりました。

支部長の開催の挨拶、ルール説明後、アウトコース5組、インコース4組に分かれ和気あいあいプレーすることが出来ました。

プレー終了後、ゴルフ場での懇親会でドラコン、ニアピン等の成績発表行い優勝は東海林支部長、準優勝は中村敬子さんでした。

参加者全員、怪我もなく、親睦もさらに深まり、来年も会員交流親睦ゴルフ大会を開催することを約束し閉会しました。

開催にあたり、ご準備して頂いた役員の皆さま及び関係各位にお礼と感謝を申し上げます。

(舎人支部 厚生委員 村上 文教)

加賀・鹿浜支部

役員会・懇親会

日時：令和7年2月27日(木)

会場：瀧野川信用金庫江北支店会議室



令和7年2月27日、瀧野川信用金庫江北支店会議室にて、加賀鹿浜支部役員会を開催いたしました。松岡副会長、小林第4ブロック長もご出席いただき、加賀鹿浜支部の仲間づくりのためのプレゼン資料などを中心に活発な議論をしました。法人会のメリットの整理や案内動画作成など、法人会未入会の企業



が少しでも法人会に興味を持ってもらえるような工夫を開発中です。

懇親会では、新入会の方を中心に杯を交わしながら親睦を深めることができました。

(加賀・鹿浜支部 前田 忠)

源泉部会

研修会

日時：令和7年2月7日(金)

会場：西新井法人会館



令和7年2月7日(金)、午後3時30分より西新井法人会館2階ホールにて「源泉部会研修会（源泉徴収ポイントⅢ）」が開催されました。

司会に前田幹事、小林部会長の開会の言葉、白井副会長のご挨拶、西新井税務署法人課税第一統括官黒沢裕貴子様より署からのご案内のもと、研修会が進行されました。

講師には西新井税務署管理運営部門統括官萩原武志様をお迎えし「電子納税について」を題材にご解説いただきました。

続いて、研修会100%出席表彰の贈呈となり、13社の会員の方々が壇上で小林部会長より記念品を受け取りました。

閉会の言葉を跡部副部会長より挨拶、アンケートの提出をもって研修会は無事に終了しました。

講師やご参加いただきました皆様に御礼と、これからも源泉部会活動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

(源泉部会 副部会長 吉田 則行)

源泉部会
青年部会
女性部会

三部会合同研修会

日時: 令和7年2月17日(月)

会場: 西新井法人会館



久永副署長



小林源泉部会長



青木青年部会長



梶女性部会長



令和7年2月17日、西新井法人会館において、三部会合同研修会が開催されました。

西新井税務署副署長、久永結香様をお迎えし、「あなたの知らない税の世界～税のあれこれとこれから～」という何かが起こりそうなワクワクするテーマでご講演をいただきました。

小林源泉部会長、梶女性部会長のご挨拶の後、久永副署長の30年のご経歴の中でも、特に印象に残る事例を大変興味深くお話くださり、抜き打ち税務調査の動向等は、まさに映画の光景が目に見えようでした。

青木青年部会長の閉会のおことばの後、Cホールに移動し、遠藤女性副部会長の乾杯のご発声で懇親会が始まりました。

白井副会長にご挨拶いただき、久永副署長を囲んでの「実は私」の談笑に花が咲き、大変楽しいひと時でした。

宮地女性副部会長、小倉女性副部会長のご進行と多くの皆様のご参加に感謝し、法人会の益々の活躍を期待する研修会となりました。

いつか久永副署長のトランペットを聴かせて頂ける日を楽しみにしております。

(女性部会 印南 みどり)

区民葬・互助会葬より 低価格!

テレビでおなじみ「安心プラン」でのご葬儀!!

1日葬 198,000円からのプランをご用意しております。

日本典礼 西新井会館ご案内図

日本典礼 西新井会館

西新井会館へのご案内

- お車
 - 環七江北陸橋より尾久橋通り北へ約3分
 - 首都高速川口線扇大橋 足立入谷より約10分
- 電車・バス
 - 舎人ライナー西新井大師西駅 西口より徒歩2分
 - 東武伊勢崎線西新井駅西口より
 - 東武バス血沼循環 国際興業バス 赤羽駅東口行き
 - 東武バス 鹿浜都市農業公園行き
 - 西新井大師西駅 下車徒歩約1分

日本典礼 イメージキャラクター 浅香光代 先生

0120-210-500

年中無休 24時間対応・相談無料

弊社のホームページで詳しくご紹介しております。

日本典礼 検索



源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーを開設しました

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは、e-Taxソフト(WE B版)と同様の画面操作を用いて、徴収高計算書の作成・送信・納付手続を体験できるデモ操作ツールです。

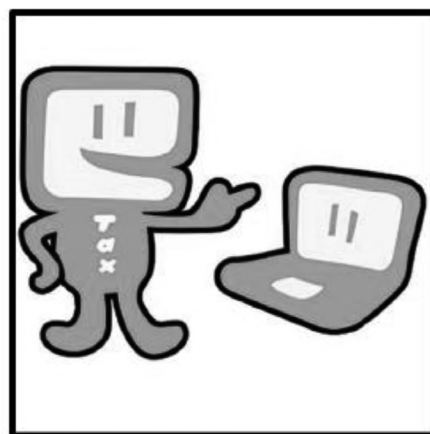
※体験できる機能は一部のみ

e-Taxによるキャッシュレス納付の利便性をぜひご体験ください



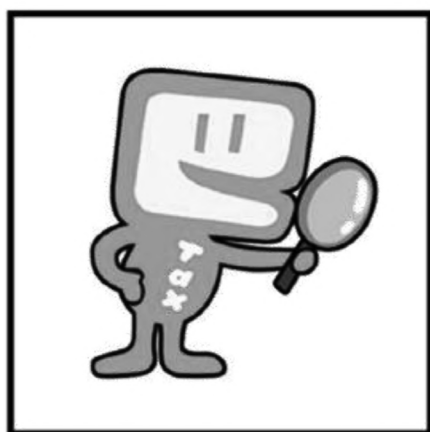
事前準備不要

パソコンやスマートフォンがあれば今すぐお試しください。
e-Taxの操作性を気軽に体験することができます。



何度でも操作可能

デモ操作ですので、ミスに気にすることなく、利用できます。
パソコンの操作が苦手な方でも、安心して利用できます。



操作確認用に

デモ操作の画面を確認しながら、実際のe-Taxの操作を行う使い方もできます。



源泉所得税の
キャッシュレス
納付体験コー
ナーはこちら

国税庁ではキャッシュレス
納付を推奨しています。
まずは体験ください。



【東京都主税局】

eLTAX 電子納税のご案内



「電子申告手続は**税理士**」、「納税手続は**法人**」の場合に、
便利な情報をお届けします。

法人の都民税・事業税等について、関与税理士が**eLTAX**で
電子申告した場合でも、利用者IDと暗証番号を共有いただければ、
法人側で、ダイレクト納付などの電子納税が簡単にできます！



詳しくは、こちら ▶

税理士



電子申告

利用者ID
暗証番号
を共有

電子納税

以下の方法から選べます
・ダイレクト納付
・インターネットバンキング
・クレジットカード

法人



【お問合せ先】 東京都主税局徴収部徴収指導課 TEL(直通): 03-5388-2984

1時間まで **無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の

法律相談



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL: 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時~午後4時)
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所(令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更)
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル 501号
TEL: 03-3592-0541 FAX: 03-3592-0543

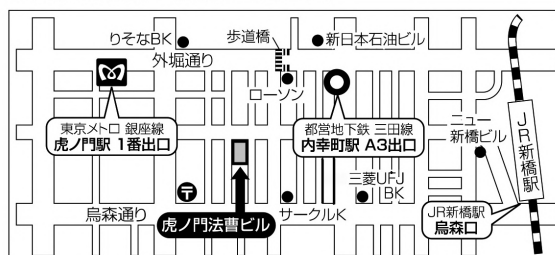
5. 相談場所

左記法律事務所

交通: 地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口) 徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口) 徒歩5分
JR「新橋」駅(烏森口) 徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(東京法人会連合会が負担します。)
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。
その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL: 03-3357-0771



自転車乗るとき、ヘルメット！～かぶって守ろう大切な命～



自転車死亡事故損傷部位
(2019～2023年まで)

道路交通法（第63条の11）により自転車に乗るすべての人に対して乗車用ヘルメット着用が努力義務化されています。

万が一の事故から、頭部を守るのはヘルメットなんです！皆さんの大切な命を守るために自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう！



警視庁公式YouTubeチャンネル

事故被害者は語る



ヘルメットに救われた命

～生きているから伝えられること～

～ 警視庁からのメッセージ ～

面倒だから、髪型がくずれるから、自分は大丈夫だから...ヘルメットをかぶらない、かぶりたくない理由は様々あります。

しかし...「もしヘルメットをかぶっていなかったら、私はこうして話ができなかったかもしれません。」そのように事故被害者は語りました。被害者の想いが皆さんに届いて、ヘルメットをかぶろうと考えていただければと思います。

~~~~~ 動画URL ~~~~~

【全編版】

<https://www.youtube.com/watch?v=Mka6qJYiNiA>

【ダイジェスト版】

<https://www.youtube.com/watch?v=JOS3iGOibV4>

動画QRコード



【全編版】

【ダイジェスト版】



## 消防団員募集！！ 今 あなたの力が必要です



東京消防庁マスコット  
「キュータ」

消防団は、自営業や会社員、学生や主婦などで組織されている消防機関です。地域に密着している消防団は、災害活動や住民の方への防災指導など安全・安心な街づくりの実現に欠かせない存在です。

入団資格

①18歳以上の健康な方

②東京23区内に居住・勤務・通学している方

入団に関する問合せ先

西新井消防署 警防課防災安全係  
03-3853-0119

## 夏本番前から熱中症予防対策を！！

6月頃から熱中症による救急搬送が多くなります。  
熱中症の予防と対策を行いましょう！

- ★ ウォーキングなどの運動をすることで、汗をかく習慣を身に付け、暑さに強い体をつくりましょう。
- ★ 水分補給はこまめにしましょう。
- ★ 我慢せずに冷房を入れるなど空調設備を利用して、部屋の温度を調整しましょう。







## 贈与税の改正について

東京税理士会 西新井支部  
税理士 ● 昼間 直樹

### 1. 改正の背景

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在して、老老相続が増えるなど若年世代に資産移転が進みにくい状況があります。高齢者の保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転すれば、その有効活用により経済の活性化が期待されます。そのような理由から、令和5年度税制改正では、相続時精算課税制度及び暦年課税制度の見直しが行われました。

### 2. 相続時精算課税制度の見直し

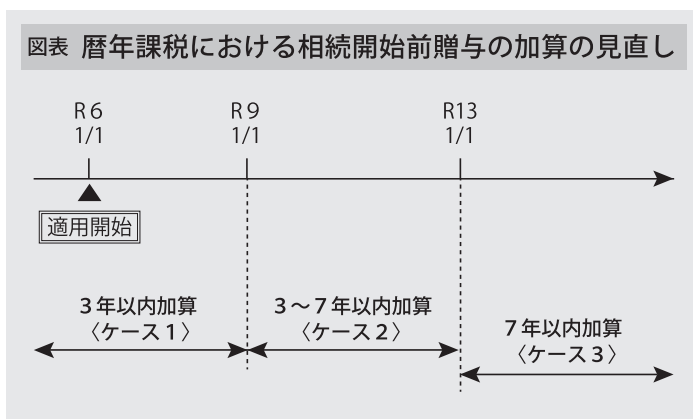
平成15年度に開始導入された制度でしたが、使い勝手を良くする観点から毎年、暦年課税と同水準の110万円までの贈与税が非課税とされる基礎控除が創設されました。この基礎控除は、特別控除額2500万円より先に控除できます。この場合において、その特定贈与者の死亡による相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額は基礎控除110万円部分はその加算財産にはなりません。

### 3. 暦年課税制度の見直し

- (1) 相続又は遺贈により財産を取得した者が、暦年課税において贈与を受けた場合、その①贈与財産を相続財産に加算する期間を相続開始前3年間に延長し、②延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産から控除する見直しがされました。※令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。
- (2) 経過措置 相続前贈与の加算期間は令和9年1月1日以降順次延長することとされ、加算期間が7年となるのは令和13年1月1日以降となります。

- ①ケース1 令和8年7月1日死亡の場合は、令和5年7月1日以降に受けた贈与（3年間）が加算対象になります。
- ②ケース2 令和10年1月1日死亡の場合は、令和6年1月1日以降に受けた贈与（4年間）が加算対象になります。
- ③ケース3 令和13年7月1日死亡の場合は、令和6年7月1日以降に受けた贈与（7年間）が加算対象になります。

右記図表参照。



### 4. その他

- ①今回の改正により暦年課税制度においては、生前加算の規定が厳しくなる一方、相続時精算課税制度は平成15年度の制度開始以降申告件数が変わっていない状況から制度自体を優しくする方向になった様に思われます。
- ②相続時精算課税制度を適用し110万円の贈与をする場合は、申告要件はありませんが、一定の書類を添付して相続時精算課税選択届出書を3月15日までに提出しなければ適用はありませんのでご注意ください。
- ③暦年課税と相続時精算課税の有利、不利に関しては具体的なケースにより適切な判断が出来るよう顧問の税理士の先生方にご相談されることをお勧めいたします。

御存知ですか？ こんな有意義な説明会が、行われています。

## 決算法人説明会

法人税、消費税の決算時のチェックポイントを  
東京税理士会西新井支部の税理士が説明します。

| 月 日      | 時 間         | 場 所  |
|----------|-------------|------|
| 6月12日(木) | 14:00～16:00 | 法人会館 |
| 8月 5日(火) | 14:00～16:00 | 法人会館 |

## 新設法人説明会

法人設立後の税務手続、源泉徴収のしかた及び、  
消費税等について、西新井税務署の担当者が説明します。

| 月 日      | 時 間         | 場 所  |
|----------|-------------|------|
| 7月17日(木) | 14:00～16:00 | 法人会館 |

※1 受講料、テキスト代は無料です。

※2 上記日程については、急遽変更になる場合もありますので、ご了承ください。

# 未使用タオル 回収協力をお願い

未使用タオル

エコキャップ



社会貢献委員会  
委員長  
松崎 顕治

社会貢献委員会では、毎年12月に各支部ご協力のもと「未使用タオル」回収運動を実施し、回収後は取りまとめて社会福祉法人足立区社会福祉協議会を通じて区内社会福祉施設へ寄贈しております。本年も、12月中旬まで支部の社会貢献委員が中心になり、回収を行う予定です。

皆様の会社にあります「未使用タオル」を是非この機会に提供していただければ幸いに存じます。回収運動へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

尚、オールシーズン回収しているエコキャップについては、会員企業において回収箱を設置して回収し、洗浄・乾燥等を行った上で提出していただいております。

提出後は取りまとめて足立区役所計画課資源化推進係へ寄贈しております。

今後も会員皆様のご協力を賜り、活発な社会貢献活動に邁進して参りたいと存じます。何卒宜しくお願い申し上げます。

会員企業  
(回収)

法人会  
(取りまとめ)

足立区  
社会福祉施設

“足立区唯一の葬儀設備”が整っている

## 足立鹿濱會館葬儀社

足立区の葬儀屋唯一の葬儀設備・式場を持つ葬儀社です。

葬儀、密葬、家族葬、社葬、自由葬、音楽葬、神式葬、キリスト教などのお葬式。

谷塚斎場、町屋斎場など火葬場や集会場、自宅、家での葬式。

あせらず、慌てず。まずはご相談ください。ご葬儀のプロが24時間対応致します。

ご安心ください。信頼できるご葬儀の全てを安心の価格でお手伝い致します。

また、「葬儀ローン」も取り扱っていますので、ご相談ください。

24時間いざというときの為に

**0120-084-622**

お気軽にお電話ください。

内閣府認定 NPO 法人全国葬送支援協議会 東京本部指定葬儀社

## 足立鹿濱會館葬儀社

足立区鹿浜 6-37-1 (鳩ヶ谷街道沿い・血沼交番前)

- 家族・親族様の宿泊施設完備 ●宗教宗派を問わず、どなたでもご利用できます
- 霊安室完備 (ご自宅に安置できない方、病院から直接安置できます)

ホームページ <https://www.adachi-sk.co.jp>



# 催しものインフォメーション

| 5月     |          |      |
|--------|----------|------|
| 日付     | 内容       | 場所   |
| 30日(金) | 第49回通常総会 | 法人会館 |

| 6月            |            |      |
|---------------|------------|------|
| 日付            | 内容         | 場所   |
| 3日(火)         | 社会貢献委員会    | 法人会館 |
| 5日(木)         | 税制研修委員会    | 法人会館 |
| 6日(金)         | 源泉部会役員会    | 法人会館 |
| 6日(金)         | 源泉部会研修会    | 法人会館 |
| 12日(木)        | 厚生委員会      | 法人会館 |
| 19日(木)        | サービス事業委員会  | 法人会館 |
| 26日(木)        | 広報委員会      | 法人会館 |
| 27日(金)        | 総務委員会      | 法人会館 |
| 27日(金)~28日(土) | 青年部会一泊研修旅行 | 栃木県  |

| 7月          |               |      |
|-------------|---------------|------|
| 日付          | 内容            | 場所   |
| 4日(金)       | 源泉部会役員会       | 法人会館 |
| 6日(日)~7日(月) | 厚生委員会一泊研修旅行下見 | 福島県  |
| 17日(木)      | 財務委員会         | 法人会館 |
| 24日(木)      | ブロック長会        | 法人会館 |
| 24日(木)      | 支部長会          | 法人会館 |

| 8月            |                 |      |
|---------------|-----------------|------|
| 日付            | 内容              | 場所   |
| 7日(木)         | 定例理事会           | 法人会館 |
| 18日(月)        | 税制研修委員会         | 法人会館 |
| 19日(火)        | 社会貢献委員会         | 法人会館 |
| 20日(水)~26日(火) | 令和7年度「第一回成人病検診」 | 法人会館 |

| 9月            |            |      |
|---------------|------------|------|
| 日付            | 内容         | 場所   |
| 12日(金)        | 源泉部会役員会    | 法人会館 |
| 17日(水)        | 税制研修委員会    | 法人会館 |
| 19日(金)        | ブロック長会     | 法人会館 |
| 17日(水)~22日(月) | 青年部会海外研修旅行 | 未定   |
| 25日(木)        | 広報委員会      | 法人会館 |
| 26日(金)        | 源泉部会役員会    | 法人会館 |
| 26日(金)        | 源泉部会研修会    | 法人会館 |



乃木神社

Vol.278

表紙の写真は那須にある乃木神社です。乃木神社は東京の乃木坂にも乃木将軍の本宅とともにあります。

那須の乃木神社の北東に別邸があり、乃木将軍が自ら田畑を耕し勤農の範を示し、地元の住民と親しく交流し、晴耕雨読の日々を過ごされました。明治天皇が崩御され、乃木夫妻は殉職されました。

乃木夫妻の遺徳を偲び、地元住民の発案と多くの賛同者により、この地に乃木神社が創立されました。

(梅田第一支部 永田 一雄)



忍び寄る温暖化

日本の平均気温は、この100年で平均1.2℃から1.3℃上昇しているそうです。大きな要因は二酸化炭素によるものとされています。

時期によって海水温は2~3℃も上昇しているそうで、例年釣れている魚が釣れず、生息するはずのない魚が大量に釣れたり、漁業には大きな影響が発生している中、東京湾では南国のサンゴが急激に増加しているそうです。

個人に出来る対策を考え、少しでも実行していきたいと思うこの頃です。

(伊興第二支部 広報委員 國井 修二)



風景画・風景写真

募集中

会員の皆様から『西新井法人会報』の表紙を飾る風景画・風景写真を募集しています!



## 法人会員の税務無料相談室

法人会では、東京税理士会西新井支部にお願いして、会員のあらゆる税の相談、記帳指導の相談室を開設いたしております。お気軽にご利用ください。

毎週一回、予約制により、待ち時間のないよう実施しています。あらかじめ電話で予約してください。

栗原3丁目10番19号 東武大師前サンライトマンション103号  
東京税理士会西新井支部 (西新井税務署隣り)

TEL (3889) 4608~9

第278号 令和7年5月20日

発行 一般社団法人 西新井法人会

足立区栗原三丁目10-16 TEL (3852) 2511

<https://www.tohoren.or.jp/nishiarai/>

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 Label Innovation

埼玉県蓮田市閼戸760-1 2F TEL 048(878)9171

## 重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

### 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

上野支社/東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)  
TEL 03-3831-7050

**AIG** AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/東京都港区虎ノ門4-3-20(神谷町MTビル15F)  
TEL 03-5401-3660

F-2019-1016 (2019年8月27日)  
19-073026 2021-8

国税電子申告・納税システム

電子申告で  
効率UP!

# e-Tax

「e-Tax」なら  
国税に関する  
申告や納税、  
申請・届出などの  
手続きがインターネット  
で行えます。



## 納税には ダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした  
後に、届出をした預貯金口座から、  
簡単な操作で即時又は期日を指定  
して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

### 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォン  
やパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバー  
カード読取対応スマートフォン(又は、ICカードリーダ  
ライタ)を準備すれば、スマートフォン(又は、自宅の  
パソコン)からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び  
復興特別所得税の申告をすると  
こんなメリットが!

添付書類の  
提出省略(注)

還付が  
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求め  
られることがあります。



SINCE  
1970

不動産の  
プロフェッショナルとして  
最適な  
ライフステージを  
ご提供



No.15ビル



No.10ビル



No.11ビル



No.12ビル



No.13ビル



まさひろ商事不動産本社ビル

賃貸

売買

事業用

管理

不動産コンサルティング

創業1970年、足立区の不動産に特化し、地域に密着した不動産会社ならではの対応、情報の提供に努めております。足立区の不動産情報なら、まさひろ商事不動産におまかせください。

賃貸・売買仲介・管理だけでなく総合的な不動産コンサルティングを行い、インターネットを最大限に利用しています。



masahiro

東京都知事(8)第51188号

地域密着経営。足立区の不動産のことなら

まさひろ商事不動産(株)

まさひろ商事

検索

谷在家駅より徒歩5分

足立区谷在家1-8-12 まさひろ商事ビル1F



03-3890-8314